

区分	F 金属くず類(1/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
スプレー缶類	カートリッジボンベ、塗料用スプレー缶		ガス抜きキャップ等で中身を出し切ること ガス抜きキャップがないものは、噴射口を下にして地面に押し付けるなどして中身を出し切ること	資源化センター 50kg
シャッター、ブラインド類		2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 頑丈なシャッター(重量シャッター)は分解して搬入すること	資源化センター 2枚
流し台、浴槽(ステンレス製)		2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
銅管	冷媒配管	2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場10kg
暖房器具(オイルヒーターを除く)	ストーブ、ファンヒーター	家庭用のもの	事業者による搬入は不可 燃料を使い切ること コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
トレーニング機器 (健康器具)	ルームランナー、ランニングマシーン、サイクリングマシーン、ぶら下がり健康器具、電動マッサージ器、あんま機	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること 電池を取り除くこと。電池の搬入は、区分Nを参照	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個

区分	F 金属くず類(2/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
電工ドラム			コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 100kg
金庫		(耐火性のもの) 50cm以下×50cm以下×50cm以下	事業者による搬入は不可 扉を分離すること。分離できない場合は、扉が閉まらないよう手当てすること。中を空にしておくこと	埋立場1個
		(非耐火性のもの) 1m以下×1m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 開放した状態とし、中を空にしておくこと	資源化センター 2個
建具	カーテンレール	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 窓枠、開き戸などのガラスは除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
		(上記以外のもの。断熱材が除去できないもの)	事業者による搬入は不可	埋立場2個
小型調理器	ポット・卓上一口コンロ		コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
湯沸器・調理器	ガスレンジ・ガスコンロ・ガステーブル・IHクッキングヒーター・瞬間湯沸器・風呂釜・オーブンレンジ、電子レンジ	家庭用で圧力容器を含まないもの 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 1個
電気盤、通信機器盤		2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1個
照明器具		厚み3.2mm以上の鉄板、補強材を含まないもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること。ランプ、ガラスは分離除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
自転車・一輪車	自転車、一輪車(乗用及び荷運搬用)、三輪車		事業者による搬入は不可 パッカー車での搬入禁止	資源化センター 2台
リヤカー	台車		事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
車椅子			事業者による搬入は不可 パッカー車での搬入禁止	資源化センター 1台
金属製家具類	机、ロッカー、キャビネット、椅子、カーテンパラソル	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
使用後のペール缶、一斗缶	塗料用金属容器	洗浄等により、内容物を除去し、爆発、火災等の危険性がないもの有機物の付着がないもの	事業者による搬入は不可 必ず蓋を開放すること	資源化センター 100kg
		塗料等が付着し固化しており、容易に分離不可能なもの。有機物等の付着があるもの	事業者による搬入は不可 必ず蓋を開放すること	埋立場100kg かつ0.05m ³
車のバンパー(金属製)		2m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1個
生活雑貨類	食品・飲料・洗剤の空き容器、装飾品類、食器、壺、本立て、傘等小型のもの	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	産業廃棄物は搬入不可 ガラス等は除去すること	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	産業廃棄物は搬入不可	埋立場100kg かつ0.05m ³

区分	F 金属くず類(3/3)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
機器類	ポンプ、コンプレッサー	一辺の最大長さ50cm以下 内蔵の油等が除去されたもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること	埋立場 2個
ワイヤー状、コード状、チェーン状、フェンス状、網状のもの	バンド、帯鉄、ワイヤー、番線、針金、フェンス、束線、スプリング、針金ハンガー、チェーン、タイヤチェーン、ワイヤー入り提灯、金属製の網	2m以下	事業者による搬入は不可 巻いた状態のものは搬入禁止 2m以下の長さに切断すること	埋立場100kg かつ0.05m ³
ボイラー(灯油・ガス用)・金属製灯油タンク		家庭用のもの	事業者による搬入は不可 灯油、ガス等が残っているものは搬入禁止	埋立場1個
ドラム缶			事業者による搬入は不可 天板を取り除くこと	埋立場1個
支柱・パイプ類	アンテナ、車庫支柱、ビニールハウス(家庭菜園に限る)用パイプ	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 農業用ビニールハウス用パイプについては、搬入禁止	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 農業用ビニールハウス用パイプについては、搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³
釣り用おもり(鉛製)			一般家庭(釣り)用のみ受入 事業者による搬入は不可	埋立場10個
オイルヒーター		1.8m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 器具の内蔵オイル等も取り除いたもの コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
鋭利なもの	包丁、工具の刃、釘、針		厚手の紙等に包み職員に手渡すこと	資源化センター 10kg
その他の金属類	ミシン、フリキ、バネ、タイプライター、パラホラアンテナ、スケートボード、パチンコ玉	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止 ※パチンコ玉は箱に入れ職員に手渡すこと	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³